

R7年度

《船橋市福祉タクシー乗車券(要介護者等)の利用案内》

1 対象者及び交付枚数

市内在住で、40歳以上の要支援2及び要介護1～5の認定を受けている方

介護度	券種	色	枚数
要介護3～5	(A)	黄色	制限なし ※1度の申請で30枚お渡しできます
要支援2～要介護2	(B)	オレンジ	年度12枚 ※有効期限があります (R6年度以前の券はご利用いただけません)

なお、障害者手帳等をお持ちの方は障害福祉課が交付窓口となる可能性があります。
詳しくは裏面 **6** 障害福祉課の福祉タクシー乗車券 をご覧ください。

2 利用方法

- ① タクシー乗車券の利用前に利用者記入欄に対象者本人の氏名・住所を記入
- ↓
- ② 乗車の際にタクシー乗車券が利用できるかを確認
※対象のタクシー会社は『利用可能なタクシー会社一覧』参照
- ↓
- ③ 運賃全額を支払い、タクシー乗車券1枚を運転手に渡す
※運賃支払い時に障害者手帳を呈示した場合、割引後の運賃を支払う
- ↓
- ④ 乗車券を利用した翌々月の1日に、申請時に登録した金融機関に助成金振込み
※乗車券を利用した際は必ず領収書を受け取り、後日記帳時に入金内容をご確認ください

3 助成額

1枚につき運賃(迎車料金を含む)の半額を助成(助成上限額1,200円)
(例)運賃1,000円→助成額500円 運賃3,000円→助成額1,200円

■振込予定表

※振込日、通知発送日は1日(1日が土日祝休日の場合、翌開庁日)

利用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
振込月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
振込通知送付月	11月						5月					

裏面に続きます

4 利用上の注意（以下の場合には助成できません）

- ①対象者以外のみで利用した場合（対象者との同乗は可）
※タクシー券の氏名欄には必ず対象者氏名をご記入ください
- ②利用可能なタクシー会社以外を利用した場合
- ③通勤、通学、事業などで利用した場合
- ④市外へ転出された場合
- ⑤船橋市外に居住（入所等）している場合
- ⑥要介護状態区分の変更により対象要件を満たさなくなった場合
- ⑦一回の乗車で2枚以上利用した場合（この場合は1枚のみ有効）
※複数人で乗車した場合には代表者1名のみがご利用可能です
- ⑧タクシー乗車券を他人へ譲渡・売買した場合
- ⑨要介護者等Bの券を年度13枚以上利用した場合
- ⑩有効期限が過ぎた令和6年度以前の要介護者等Bの券を利用した場合

5 介護タクシー

ホームヘルパーの資格を持つ運転手が乗降や移動等のお手伝いをします

- ・利用する際には予め電話での予約が必要です
- ・通常の運賃とは別に介助料が発生します（介助料は助成対象外です）
※詳しくは各タクシー会社へ直接お問い合わせください

6 障害福祉課の福祉タクシー乗車券

以下の(1)～(3)のいずれかに該当する方は、障害福祉課が交付窓口となります。

- (1)身体障害者手帳所持者
 - ・1～2級（すべての障害部位）
 - ・視覚又は下肢・体幹機能障害3級（個別等級）
 - ・腎臓機能障害（人工透析治療を受けている人に限る）3、4級
- (2)療育手帳㊦の1～Aの2
- (3)精神障害者保健福祉手帳1級

■船橋市 障害福祉課

☎ 047-436-2345 / FAX 047-433-5566

【問い合わせ先】

船橋市役所 高齢者福祉課

☎ 047-436-2352

FAX 047-436-2350